

地方自治法

<抜粋>

(議員の兼職禁止)

第 92 条の 2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
(昭 3 8 法 9 9 ・ 全改、昭 6 1 法 7 5 ・ 一部改正)

(除斥)

第 117 条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

公職選挙法

<抜粋>

(登録)

第 22 条 市町村の選挙管理委員会は、登録月の 1 日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の 2 日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の 1 日から 7 日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。